

第10回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年10月17日(木)  
開会 午後7時04分 閉会 午後9時06分
- 2 場 所 関市役所6階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- |      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢  | 公募委員           |
|      | 後藤律而  | 公募委員           |
|      | 亀井 専  | 公募委員           |
|      | 梅田洋子  | 公募委員           |
|      | 濱岸利夫  | 公募委員           |
|      | 黒田 勉  | 公募委員           |
|      | 薫田文悟  | 公募委員           |
|      | 濱島純子  | 公募委員           |
|      | 野澤敬子  | 公募委員           |
|      | 佐藤孝洋  | 公募委員           |
|      | 杉山健二  | 公募委員           |
|      | 西澤達也  | 公募委員           |
|      | 澤井三男  | 公募委員           |
|      | 増井紘昭  | 公募委員           |
| 2号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長     |
|      | 長屋政明  | 関市社会福祉協議会副会長   |
|      | 栗倉元臣  | 関商工会議所副会頭      |
|      | 浅野欽一郎 | 関市まちづくり協議会会長   |
|      | 杉山ミサ子 | 関市NPO連絡会会員     |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授   |
|      | 土屋康夫  | 元岐阜新聞論説委員      |
|      | 北村隆幸  | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員
- |      |      |               |
|------|------|---------------|
| 1号委員 | 安田光昭 | 公募委員          |
| 2号委員 | 石井和典 | 関市老人クラブ連合会会長  |
|      | 坂井勇平 | 岐阜県関刃物産業連合会会長 |
|      | 杉浦康弘 | (社)関青年会議所理事長  |

清水宗夫 関市青少年健全育成協議会会長  
高井奈津子 関市地域女性の会連合会副会長

5 その他の出席 事務局 桜田公明 市民協働課長  
森川哲也 市民協働課主幹  
相宮 定 市民協働課課長補佐  
中村亜由美 市民協働課主任主査

## 6 議事

(開会 午後7時04分)

事務局 まだ、ご出席でない委員の方もみえますが、時間となりましたのでただ今から、第10回の関市自治基本条例策定審議会をはじめたいと思います。最初に鈴木会長からご挨拶いただきます。

会長 今日で第10回目になりましたけれども、どうぞよろしくお願いたします。今日は、これまで皆さんからご議論いただいたものを踏まえながら、先ず素案、議論のたたき台の部分をつくりました。今日は三つのグループに分けないで、この席で一つ一つ確認していくかたちで進めていきたいと思えます。したがって、これだけの皆さんがおみえになりますので、お一人の発言はなるべく手短にお願します。手短と言っても主旨が伝わらないような、これが良い、悪いというレベルではありません。1分程度で、なるべくたくさんの人、そしてお一人何度も発言いただけるようにしたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。

事務局 審議に入ります前に、お手元にいつものように前回の会議録が配布してありますので、確認していただきまして。訂正がありましたら事務局までお申し出をお願いします。その後ホームページに掲載したいと思えます。そしてもう一つお手元に審議会の審議状況という議会へ中間報告したのですが、これについて私の方からご説明をしたいと思えます。議会の全員協議会というものがあるのですが、これは議会の最終日に行われる任意の会議であります。議長が進行して全員の議員さんが出席されました。その場で、この審議会の審議状況と今後の条例制定までのスケジュールなどを議員さんに説明させていただきました。資料の1枚目に書いてありますように自治基本条例の草案

かな内容につきまして 5 本ぐらいの柱にして説明をさせていただきました。それから 2 番としましては、どのようなメンバーで行っているのかということに記載してあります。それから審議の経緯ということで、1 枚めくっていただきますと今まで行ってきました会議の回数とかというものが掲載してあります。4 番では条例のおおまかな枠構成について説明させていただきました。3 ページに入りまして、各項目に分けて、とりあえず今までの審議会のみなさんの意見を紹介しております。全部は載せられませんので事務局で主要なことをまとめさせていただきます、これを全部は説明できませんでしたが、特に波印が書いてあることを中心に、現在このような意見をいただいているという説明をしました。それから 4 ページでございますが、今後の予定ということで、とりあえず今の目標としまして 12 月に答申をしていただくような予定でいますと、その後 3 月あたりに議会への説明とパブリックコメントを実施しながら、当然住民への説明会も必要になってくるので行いたいと思います。市民の皆さんの意見を聞いて、修正も加えた結果、6 月に議会がありますので、ここへの上程に向けて進めているということを説明させていただきました。これが事務局から議会へ説明した内容でございます。そして最後の 5 ページに議員さんからの質問がありましたので、これを紹介してあります。特に 1 番でございますと最高規範という表現に反対する意見はあるのかとか、住民投票ではどのような意見が出ているのかというようなこと、それから 4 番の議員の役割ではいろいろご意見がございましたが、議会も一生懸命やっているということを皆さんに伝えてほしいというような意見がありました。この段階では条文には、なっていませんので、皆さんから出される意見の状況をお話して、この段階で質問を受けたという状況です。また答申を受けた段階では、議会の方へその内容で説明をしていきたいと思います。ここでは、議会へ説明した内容を報告させていただきます。それでは鈴木会長、議事の進行の方をお願いします。

会長

今の全員協議会の方に対する説明ですが、報告ということでその内容については審議をしないということでいきたいと思います。ただそこでいただいた意見というものは、私たちもできるだけ、今後の議論の中で参考にしていきたいと考えております。それでは、本日の審議の方に入ってまいりたいと思います。まず審議に入ります前に、いつもみなさんの各テーブルで進行役をお願いしておりました 3 名の方

には、今日は一委員に戻っていただきまして、皆さんと同様に発言をしていただくようにしたいと思います。今までも自由だったのですか、私並びに事務局方から、コーディネーターというかたちでお願いしていただけて、今までも一委員でしたので、何か特別の役を当初からお願いしていた訳ではありません。ですから今日は一委員として発言をいただくこととになりますので、よろしく願いいたします。それから進行については、今日はたくさん意見交換するテーマがありますので、ご自身のお考えや意見をどしどし言っていただきたいと思います。その時は、発言された方のお名前を把握しておきたいので、挙手をしてください。そして記録をとるためにマイクを持っていきますので、マイクを使ってご発言ください。なるべくお一人1分か1分半ぐらいで発言ください。また他の時間でも発言できるようにしますので、進行に協力してください。それからこの委員会では、批判をしないようにしてください。他者の批判であるとか、他者の意見を否定するような発言があった場合には、即座に発言を中止していただきます。それは私がお願いしますので、ご自身のお考え、今回のたたき台を基にして発言いただくことは大いに結構ですし、また他者の方のご発言に賛同であるとか、参考になったということは良いとしても、あなたの意見はおかしのではないかというようなやりとりは、認めないということで進行したいと思いますので、ご理解ください。それと今日これから議論をしていくにあたって前提として皆さんと確認しておきたい資料がありますので紹介させていただきます。お手元に市長マニフェスト推進計画詳細があります。これは今日私が持ってきたものなので、当日配布の資料です。それからもう一つ、10月17日審議会意見書ということで、〇〇委員から裏表の資料が用意されました。当日ご自身の発言を補足する意味で利用するということですが、このことについては特段、良い悪いということは決めていません。したがってこのように持ってきていただきましたので、内容との関わりを見せていただいて、関わりがあると判断しましたので、私が事務局の方に印刷をお願いし、準備させていただきました。この資料は私の判断でお配りしましたのでご理解ください。そして、審議していくにあたって確認してきたいのは、私の方で用意した資料です。これは、これから議論をしていくにあたって少し踏まえておいていただきたいことが書いてあります。先ず市長マニフェスト推進計画、これは関市の尾関市長がマニフェストとして掲げているもので、みなさんよくご存知かと思えます。この中で幸せなまちというフレーズが随所にできます。

幸せなまち関市を市民の手でつくろうということで、5つの改革のポイントを示しています。この中で1番に市民権、市民自治という言葉がでてきます。これはこれまでの皆さんとのやりとりの中でずいぶん沢山交わされた言葉です。実は今回の素案をつくるにあたって、良く使われた重要なキーワードであると思われたこの言葉をあえて外しました。なぜかというこの言葉は市長がマニフェストとして書かれて市政運営にとっても重要な言葉だということや地方分権改革の潮流をくむ重要な言葉であるということですが、ただ一つ確認していなかったことがあります。それは、この言葉の意味です。そこで今日は市長がどのように説明したのかということをご紹介して、みなさんがそのとおりだとあるいは補足する必要がある、そしてこの言葉をどこで使うべきなのかということをは考えていただこうと思っています。それで市長は自分たちのことは自分たちで決める社会ということのキーワードとして市民権、市民自治を使っています。このことを知っていただくために今日資料をお出ししました。非常に短い説明なのですが、この短い言葉を一言で市民権、市民自治と言っています。ただこれまでの議論は、この言葉をもっと超える意味で皆さんは使われていたと思いました。したがって今日ここで確認をしたいということで、あえて使わないようにしました。この言葉がだめだということではありません。どこで使ったらいいのかのような理解でいいのか、みなさんのお考えをお出しいただきたいと思っています。それでその下のところ市民権、市民自治、自分たちのことは自分たちで決める社会に、この中の自治基本条例の制定はマニフェストのトップに出てきているということで、自治基本条例は、市長の市政運営において非常に重要な位置付けになっていることをこの文面で確認いただきたいと思っています。次のページをご覧ください。関市の第4次総合計画後期基本計画、平成25年から平成29年とありますが、みなさんもすでにお読みいただいていることと思います。これは私もすべて読んでまいりました。これをすべて読んだうえで、条例の検討の後半部分を進めていきたいと思っていました。私は、岐阜県内42、関市を除くと41の総合計画をすべて読んでいます。同時に仕事柄東海地方の総合計画は全部持っています。そういう比較の中で言うならば、関市の計画はたいへんよく配慮されています。これは自信を持って言えます。良くできた総合計画になっています。その1番の点は何かと言いますと3の後期基本計画の特色の中の1、市民の視点に立った計画ということが配慮されていることです。それは、市民のニーズを反映させる

ため市民アンケート調査、団体、企業ヒアリングを実施し、その結果を踏まえて計画したというこのフレーズはどのまちでも配慮していることですが、計画の表現や記載について、より市民に分かりやすい内容になるように配慮しましたというこのところです。総合計画というと行政の各課が、特に基本計画は基本構想と違って各課がそれぞれの目標値を出してきて、その目標値を達成するために数値を使うことがあります。私は今他市の総合計画策定審議会の会長を務めていますが、そのことに随分頭を悩ませています。それに対して関市の場合は、市民の皆さんからいただいた言葉であるとか、やりとり、特に中学生、高校生でも使える、分かる表現が随所で使われていました。そのことがあって今回の条例もこのような配慮をもってつくらなければいけないじゃないかということで、今回のたたき台も随分噛み砕いた分かりやすい表現、中学生や高校生を次の世代として位置付けるなら、彼らが自分のまちはどのようになるのだろう、自分たちはどのような関わり方をしていくのだろう、大人はどう考えているのだろうということが分かること、つまり総合計画を実践していくための理念となる条例はさらに分かりやすくなければいけない。そんなことから配慮をする必要があるということで今回のたたき台は随分、分かりやすい表現にしたつもりです。それから総合計画なのですが、後期基本計画の中で、この自治基本条例というものが非常に重要視されています。ご存知のとおり総合計画の基本計画というのは、総合計画策定審議会に対して市長が諮問し、その審議会が答申をして、3月の議会で審議いただいて、議会としてこれを承認したものです。ですから自治基本条例をつくっていくということは、議会もきちんと承認したものであるということです。したがって別の言い方をすれば、我々は、市長から諮問を受けてこの審議会を立ち上げて、これまで審議してきましたけれど、これはこの後期基本計画に位置付けられた仕事でもあるということです。ですから議会もこの条例が市民の手で審議され、つくられていくことに責任を持っていただかなければいけない。そういう目でみなさんも見ていただきたいので、この辺の確認をお願いしておきたいということです。それでは要点だけ言っていきます。その次のページをご覧ください。8ページ、11ページで見開きになっているところです。この中で今言ったことは8ページの8の下から2段目の一番下の段落です。改革と協働で築く自立のまちを目指す本市においても各主体の権利や責務、役割などを明確化し、協働のまちづくりの基盤をつくっていくため、条例制定に向けた検討を市民とともに推進していく

必要がありますという文言を議会は承認しています。そういう観点でこれからの議論に参加いただきたいし、議会も配慮していただきたいと思います。11 ページをご覧ください。協働のまちづくりについてというところです。これは、総合計画後期計画をつくるにあつてのアンケートなのですが、まちづくりのあり方は、市民と行政が協力してまちづくりを進めていくべきが、62.6%と最も高く、次いで市民や地域にできることは自分たちで行い、できないことを行政が担うべきが、15.2%となっています。現在関市らしいまちづくりの方法として地域委員会を立ち上げていこうということがありますが、これは次回みなさんにご審議いただこうと思っていますが、このような住民と行政が協力してまちづくりを進めていくしくみとして、地域委員会を今設けています。ただし、先ほど冒頭で言った市民主権とか市民自治に関わることですが、市民や地域ができることは自分たちが行うことについては、市民の皆さんには、どうもあまりしっくりこないというか、どちらかというところ協力し合っていくことは良いけど自分たちが責任を持ってやっていくぞという認識には至っていないように思います。そうなるこの審議会で市民主権、市民自治は大事だということを言い、今日確認したとしてもこの言葉を市民のみなさんのこのような認識の段階で使っていくことが良いかどうかということこの後ご議論いただきたいということもあつて、今日は大事であると言われた言葉であるけれどもあえてこのたたき台から外している経緯を説明しました。これからの議論の参考にしていただければということで、あらためて説明させていただきました。そして〇〇委員から出された意見は全体にわたってまとめていただきました。これは最後の方で取り上げた方が良いでしょう。また、最後に時間を設けますが、内容に関係するところがあればご紹介いただいても構いませんのでお願いします。それでは、私の方で随分話させていただきましたので、早速はじめさせていただきます。今日の第10回関市自治基本条例の策定審議会の見出しがありまして、その裏の資料1に検討してきた項目があります。今回は1から7の行政運営のところまでが対象になっています。それ以降の内容についての発言は次回お願いします。それでは早速進めていきたいと思っています。みなさんはもう内容については読んできていただいたということですのでよろしいでしょうか。たたき台のところは読まなくていいでしょうか。それでは、早速みなさんの意見をいただくというかたちで進めます。ただ、全体で確認しろということであれば、そのように提案してください。それでは、先ず3ページをご覧

ください。前文です。委員のみなさんのお考えがあれば意見をいただきたいと思います。挙手をいただければマイクを持っていきます。意見のある方どうぞ挙手をお願いします。こうした方が良い、この部分は余分だ、この表現を変えるべきだなど遠慮なくご発言ください。

委員

以前グループで話し合ったときに私発言したのですが、関市は合併して時間がまだ経っていないのですが、この中には旧関地域に関する文言は顕著に表記されているのですが、合併して間もないということも踏まえて、それぞれの地域の特色をたとえ一語でも入れていただくと新しい関市の一体感が出てくるという発言をさせていただいたが、今日これを見ましても刃物であるとか日本刀鍛錬であるとか旧関市に由来するものばかりで、各地域にまつわる何か、かつ共通する何か、お互いに自分のまちを認識できるような言葉を入れていただきたいと思います。

会長

〇〇さんは、どのような表現を入れたら良いと思いますか。

委員

川に代表されると思うので、川という表現がたくさん使われていることは良いと思うのですが、旧関市にまつわる文言を少し減らすとかすれば、全体的にバランスは図れると思います。ちょっととっさには思い浮かびません。

会長

また後で、途中でも思いついたら言ってください。今の発言に関わってでも結構です。他にありませんか。

委員

下から3行目の表現なのですが、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、ちょっと硬い表現です。憲法ですでに保障されているので、私たちは地方自治の推進と相まって関市のという表現の方が分かりやすいという気がします。

委員

6行目の私たちと下から3行目の私たちは誰を指しているのかということが分かりにくい。下の私たちはこの条例を定めますということなので、条例を定めた人達を指すと思います。そうすると上の私たちは誰を指しているのかということが、僕は分かりにくい。

会長

では、どのように直したらよいでしょうか。



委員

大変難しいですが、上の私たちは多分、私たち市民という感覚で、先人の努力によって受け継がれたこのまちを誇りに思い、心豊かに安心して暮らすことができるまちを未来の子ども達に引き継ぎますということで良いと思うのですが、下はこの条例を定めますということで、私たち条例に関わった者を言っていると思います。これはこの条例を定めますということで、そのへんの言葉は長くなってしまいますので、その上の私たちと下の私たちはちょっとニュアンスが違うのではないかと思います。それが同一に私たちになってしまっているのどうかと思いました。

会長

今〇〇委員よりご指摘をいただきましたが、ことについて何かあればどうでしょうか。

委員

今の〇〇委員の私たちの言葉の解釈ですが、私は、これは条例をつくる作業はここで行っているわけですが、最終的には議会で通すわけですから、それは市民全体ということになるので、上の方も下の方も私たち市民はということ解釈しておりまして、あまり違和感はなかったということです。それから文章の構成から考えますと3行目のこの豊かな自然というものがありますが、このところの主語がないような気がしてまして、多分関市はということ、この後文章が全部つながっていると解釈するのでしょうか、ここはちょっとくどくなってしまうのですが、関市はというように入った方が良いと思いました。この豊かな自然の前に関市はと入った方が文章の流れとしては良いのではないかと思います。あと中身に関しては後でということでしたが、ペーパーの裏側に少し書いてあるのでお目通しをお願いします。

委員

ここに川の名前がありますが、この3つの川は長良川の支流になるのですが、地域の特色を出すのはこれで良いのかももう少し検討してほしい。また、歴史があるということをお中で表現してほしい。上から6行目の先人の努力とあるのですが、努力という言葉は一般的に使われ軽いので、英知であるとか、少しレベルの高い活字に変えていただきたい。もう一つですが、下から6行目ですが、その取組に主体的とありますが、これを主体性を持ちに変える、そしてその手前ですが、市政に関心を持ちを市政により強く関心を持ちというようにちょっとした表現の違いですが変えると良いと思いました。

委員 先ず、文のつながりが分かりませんが、2行目の板取川、武儀川、津保川が流れていますというところに、武儀郡の一員としては、流域に住む人々の文化と産業を重んじ特色ある地域づくりを進めるというような文言があると、本当に胸をなでおろすようなところがあります。

委員 1点だけですが、8行目から9行目にかけて、まちづくりに欠くことができない大切な存在とありますが、欠くことができないというよりは、必要とか必要であるという表現の方が良いのではないかと思います。

委員 ○○委員と同様の意見でしたので結構です。欠くことができないというようなマイナスの発言なので、むしろ取ってしまえば良いと思いました。まちづくりの大切な存在であるというような表現にしたら良いと思いました。欠くことができないは、取った方が良いでしょう。

委員 先ほどの発言のあった先人の努力ですが、以前匠の技というような言葉を使ったらどうかと思いました。また下から4行目の積極的に参画しなければなりませんとあり、これが強制的で上からの威圧的な言葉に聞こえるのではないかと思います、ここは参画することができるというような表現ではどうでしょうか。

会長 実はこの部分は、私が修正を入れたのですが直ってなかった部分でして、参画していくことが期待されますというくらいに留めておいたらと思っていました。

委員 下から2行目ですが、すべての市民が幸せとありますが、この幸せというのは個人個人によって尺度が違うのですが、一番大事なのは精神面であり、心です。この文章に心豊かとかそのような活字があるといいなと思いました。

会長 皆さんにご相談ですが、先ほどのマニフェストでしあわせなまちとひらがなでありましたが、とても良いと思いました。あえて漢字で幸せと書いてあったりするのですが、ひらがなという表現もあっても良いのではないかと思います。

委員 子どもの表現なのですが、どもという表現は少し前に漢字に変わった

と思うのですが、まだ、ひらがなのままなのではないのでしょうか。

会長 ひらがなで良いと思うのですが、ここはむしろ漢字をひらがなに変えるということをしています。

委員 政権が代わってから変わったと思います。

委員 つい最近変わったと思いますので、一度調べます。

会長 市政の段階では、なじみやすい表現を使ったら良いと思いますが、今のようなご意見もありますので一度調べます。

委員 中学生とか高校生の低学年でも読んで内容がイメージしやすいことを大事にするべきだというご意見もあったのですが、条文としての格式を重んじるのか、分かりやすさを優先するのか、先ほどのいろいろなお話で、ここの表現を変えたら良いとか盛りすぎるとどんどんボリュームが大きくなって難解になってくるので、そこをきちんと決めておいて入れる部分、直す部分と直さない部分が必要になってくると思います。

委員 私の記憶が確かかどうか分かりませんが、当初子ども達にも分かるような解説書というものをつくったらどうですかということは提案させていただいたような記憶があるのですが、この条文そのものは格調高くとか先ほどのお話でありました中高生でも分かるようなということだったのですが、かえてそれが抽象度を高めてしまって、いかようにでも解釈ができてしまうということであれば、ちょっと問題が生じてくるなと思うので、ここはきちんと決めるところで決めておいて、そして子ども達には分かりやすいものを別建てでつくるという方がすっきりするとそんな感じを持ちました。

会長 考え方としては、そのとおりだと思います。実際今目の前にあるものが、非常に分かりやすく、かつびしっとしたものであれば、それでいいのだと思いますし、現実に変えるべきところがあれば、ご指摘いただきたいと思います。おおよそ今までいただいた意見は、変えることによって抽象度を高めるようなものではなかったと思います。足りない部分については、この場でなかなか妙案が出てこないということですが、そのような観点は大事にしたいと思いました。それから先ほどの子どもとい

う部分ですが、子どものどもは関市の案としてどのように思われますか。

委員 私は、今回全国の自治基本条例を全部読ませていただきました。制定数は 288 という段階なのですが、子どものどもは漢字ではなくてひらがなが多かったように思います。漢字は極めて少なかったように思います。

委員 僕はなぜ、どもが漢字とひらがなで論争になっているのかが分かりません。さっぱり気にもしたことはないのですが、ただ単純に簡単な漢字で小学生でも習う漢字なので、簡単な漢字はなるべく漢字を使いたいだけです。たとえば、さいたま市がひらがなになったときものすごくがっかりしたので、簡単な漢字は子どもの教育のために使いたいなと思いました。

委員 間違っているかもしれませんが、子どものどもというのは殿様がいて家来がいるという感覚が私の頭の中にあって、少し字数は増えるけれども子どものどもは、ひらがなの方がなじむのではないかと思っています。

会長 おおよそ皆さんのこれまでの議論は記録がしてあり読んできましたけれども、子どものどもは、ひとまずひらがなでまとめさせていただいてはいかがでしょうか。漢字という意見もありました。それは記録として留めておきますので、ここの前文での取り扱いは、子どもは漢字の子とひらがなのどもということで進めさせてください。それでは、もしよろしければ先に進んでよろしいでしょうか。それでは続いて総則の目的について伺いたいと思います。この内容についてご意見をいただきたいと思いません。

委員 なんかこれを読んだら、目的自体がまちをつくることに聞こえてくる。だけど我々が目指しているのは住民自治の確立であって幸せに過ごすことなんだけれども、協働して幸せなまちをつくりますと言いきっちゃうと何かそのあたりが伝わってこない。

会長 むしろ対案があればお願いします。

委員 幸せなまちをつくるためにではなくて、幸せに過ごすためにまちがあるのであって、高齢者や子ども、障がい者等が住み良いまち、生活するためのまちをつくるのであって、まちをつくること自体が目的ではない。

生活して生きるためのまちをつくるのが目的だと思う。

会長           この条例は協働して幸せな暮らしを実現していくことを目的とするというように主旨でしょうか。

委員           この条例は、その手段の一つにすぎないということです。

委員           2行目の終わりですが、協働して幸せなまちの前に活力があると入れた方がよい。

委員           2行目なのですが、前回もグループ討議でありましたが、協働して幸せなどあるのですが、安全安心かつ幸せなまちづくりということで、幸せをフォローした安全安心という言葉を入れたらどうかという意見を持っています。

委員           先ほど先生がおっしゃってみえた住民自治とか市民主権、市民自治というものをあえて今回使わなかったというお話があったのですが、アンケートで62.6%が協力してまちづくりを進めるべきという協働でまちづくりを進めましょうという目的になっていますが、市長が目指している市民自治というものをここで一つ出しておいてはどうか、今はこのような段階だけれども最終的にはここを目指すのだというようなものを入れておくというのものもあるのかなと思いました。逆にこれでいいでしょうかたちではなくて最初から市民主権とか市民自治の定義とか議論が必要なのかもしれませんが、目指すべき姿を提示しておくということも必要なのかなと思います。

会長           現状で甘んじないで、しっかり頂を示すべきだという意見ですね。市民主権、市民自治と2つ言葉がありますが、両方使った方がいいのか、〇〇委員は市民自治という言葉を使われましたが、いかがでしょうか。

委員           市民主権と市民自治を目的概念としてとらえるか、規範概念としてとらえるのかで違ってくると思います。私は規範概念だろうと思います。そうでないと実質化できないと思っています。

会長           目的の中で扱うということについては、どうでしょうか。

- 委員                   それは、あった方が良いでしょう。
- 会長                   例えば、それは、どこで表現した方が良いでしょうか。
- 委員                   私は、前文のところには、主体的かつ自律的というように入れてあったので、後ろから4行目、5行目のところですが、主体的かつ積極的を律する方の自律的に変える。そこで市民主権ということはカバーできると思っています、この目的というところはこれでいいのかなと思いましたが。先ほどのまちをつくる云々ということは、自治基本条例を言い換えればまちづくり条例ということですので、これはこれでいいのかなと思っています。
- 会長                   先ほどの前文のところ、自律、自らできることは自らが取り組んでいくということを尊重するという考えを入れておくということで、市民自治、市民主権という言葉を入れた方が良いでしょうか。
- 委員                   若い世代がある程度イメージしてもらえるので入れた方が良いでしょう。
- 会長                   どこにどのように入れるかは事務局で考えてくれといった提案なので、事務局で一度考えてみます。また、〇〇委員が自律的という言葉の前文の方で使ったらどうかという新しい提案をいただいたので、それは前向きに検討するということがよろしいでしょうか。それでは次の5ページをご覧ください。2の定義です。この条例で使われる用語の意味は次のとおりです。これについて委員の皆さんお考えを伺いたいと思います。
- 委員                   定義の1で住民とされていますけれども、住民という規定は、地方自治法にあり全部読むと時間がかかるので読みませんが、住所を有する者となっています。住基法でもそのようになっていますが、そのようにしなかった理由はあるのでしょうか。
- 会長                   特にありません。その主旨を踏まえてここではこのような表現をしています。
- 委員                   特に意味はないのですね。僕は、住民というのは、法律と同じように関市内に住所を有する人というようにした方が良いでしょう。

- 会長 関市内に住所を有するですか、居住ではないですね。
- 委員 住所です。法律と同じ意味の方が良いと思います。これは私の提案です。それと、このあと全部つくと新たな定義というものをつくる必要性がでてくるかもしれません。今までのところを全部目を通しますと情報ということが結構出てくるのですが、唐突に出てくる。よく勉強している人は分かるのですが、法律上の意味も踏まえて情報という定義をつくった方が良いと思います。
- 会長 全体の理解を促す意味でも誰でも分かるようにした方が良いということですね。
- 委員 情報は市が所有する情報ということにした方が良いと思います。
- 会長 関市も法律に基づいて条例を持っていますので、それを参考にして検討します。
- 委員 内容的にはくだらないことなのですが、並びのことなのですが住民、事業者等、市民となっていますが、事業者等のところに市民活動とあり、この市民をどのように解釈すれば良いのかと思い、住民、市民、事業者等と2と3をひっくり返した方がすっきりすると思いました。後ろに市民の定義があるのはどうなのかと思いました。
- 会長 なぜこの並びになってしまったのか分かりませんが、ご指摘のとおりだと思います。
- 委員 6番の協働のところで、市民、議会、行政が対等な立場の対等ですが、これは対等でいいのか、それぞれの立場でいいのか迷うのですが、市民、議会、行政が対等でいいのか疑問がある。僕は、それぞれの立場が良いと思いますが、みなさんの意見をお聞きしたい。
- 会長 みなさんに意見を求められましたので、ご意見のある方はぜひご発言ください。
- 委員 私もその意見に賛成です。対等という立場に違和感があります。ある

意味、異質なものですから、対等という言葉を使うと何が対等ということになる。具体的にあげてと言われても大変難しい。それぞれの立場の方が理解しやすい。

委員 地方分権の動きの中では、対等協力という言葉が一般的に使われていると思います。これまでは、われわれもお上ということで思ってきたのですが、もうそうではなくて住民とか市民が主役でまちづくりを進めることの根拠がこの自治基本条例だと解釈するとすれば、対等協力というのは、私はこれでないの流れにそっていないと思います。むしろ私は、住民主導、住民優位を使いたいくらいです。ちょっと言い過ぎましたが、そのように思っています。

会長 ちょっといいすぎましたね。

委員 最後に言われたことを僕も言ったのです。対等だとイコールなので同位である。ちょっと違うと思うのです。

委員 どちらの意見にも賛成です。協働という言葉は非常になじみのない言葉でして、普通の会話で話すと反発される。国語辞典で調べてみますと同じ目的のために対等の立場で協力して共に働くことが協働とあります。先ほど2つの意見が出ましたけれども、どちらも正しいと思います。そうすると言葉の定義の協働を変える必要が出てきます。

委員 2番の交流その他の団体に引かかるのですが、その他というともいいようなイメージがする。法人というと会社、事業者と言えば個人事業主であるが、その他というとも魚で言うと雑魚みたいな感じがする。もう少し違う表現にしてほしい。

会長 全体を通じてどちらがふさわしいのかということで、またご意見をいただきたいと思います。

委員 私なりの理解ですが、市民、議会、行政は、重さという意味では同じ重さだと思います。だから対等で良いと思います。

会長 それでは、大体ご意見をいただいたと思います。このところは皆さんの主旨を汲み取って対等という言葉そのまま使わせていただければよろ



しいでしょうか。それからその他のところは、いい案があればご紹介ください。なければ先に進んでよろしいでしょうか。続きまして、3の条例の位置付けについて、ご意見をいただきたいと思います。

会長                   ご意見もないようなので、一先ずこの内容で進めてよろしいでしょうか。それでは現行のまま進めていきます。次に7ページの基本原則、この条文案についてご意見をいただきたいと思います。

委員                   メモで少し書かせていただきましたが、この1から5まで読んで感じたことは、どのような立場で書いているのか気になりました。行政サイドからの記述ではないのかと強く感じました。市民のためのまちづくりではなくて市民が主役のまちづくり、情報を共有するまちづくりは、情報を提供してもらわなければはじまらないので情報を提供し、共有するまちづくり、参画できるではなくて参画するまちづくり、それから助け合い協力するは同じような言葉の意味のような感じがするので連携協働するまちづくり、もう一つ5項目目としてみんなが生涯にわたって学び合うまちづくり、まちづくりは人づくり、人づくりは教育づくりというのを持論として持っていますので、みんなが生涯にわたって学び合うというまちづくりをぜひ5項目目に入れてほしい。そして6項目目として、自然、歴史、文化ということにすることを考えてきました。

委員                   この資料の5番目の中で自然と歴史と文化とありますが、産業という言葉がないのですが、地域の中にも林業とかある。税金を一番納める産業を入れておかないといけないと思います。

会長                   そうですね。産業という言葉を入れてよろしいですか。地域資源として、あえて産業をいれるところが関市らしさであると思います。

委員                   先ほどの〇〇委員の意見に私も賛成です。教育の重要性というものを言っしてほしい。〇〇委員は生涯にわたって学び合うまちづくりと言われましたが、私は学ぶ機会を阻害されないということを入れたらどうかと思います。学びたい人がいつでも学べるということで、少しニュアンスが違ってしまうかもしれませんが、入れてほしいと思います。

委員                   個人的には賛成です。私は、本当は学習権という言葉を使いたいのです。そうすれば、そこがすっきりすると思います。

- 会長 ○○委員が用意されました資料を拝見しましょう。先ほど口頭で言っていただけでしたが、市民のためは市民が主役のまちづくり、情報を共有するは情報を提供し共有するまちづくり、誰もが参画できるを誰もが参画するまちづくり、みんなが助け合い協力するはみんなが連携協働するまちづくり、そして5番目としては、今の○○委員の意見も踏まえてみんなが生涯にわたって学び合う、そして先ほど○○委員がおっしゃった産業を入れるならば、ここは、自然、歴史、産業を活かすまちづくりとなりますが、いかがでしょうか。
- 委員 私は、○○委員が提案されましたように、市民が主役だと思います。
- 会長 でも、市民の中には脇役でいいという人もいるかもしれません。行政に協力するくらいがちょうどいいという意見もあるかもしれません。とは言っても、やはり市民が主役ということによろしいでしょうか。
- 委員 ○○委員の案はしまりがあつてすごくいいと思います。ただ一つ分からないのは情報という言葉を投稿してしまうと、情報の何を指しているのかいま一分からない。説明の方では市民、議会及び行政が互いに情報を共有することと書いてありますから、それを書いた方が良いのか、あまり長くするとなんかしまりがなくなってしまう。情報というとなぜか個人情報の話とか、みんなごっちゃになって分かりにくいと思います。
- 会長 情報の定義が必要になってくると言うことですね。それでは一つ一つ確認しましょう。まず、市民のためのということですが、主体を意識する市民が主役のまちづくり、これで行きましょう。情報についてはあとにしましょう。次に誰もが参画できるは誰もが参画するによろしいでしょうか。みんなが協力するまちづくりはみんなが連携協働するまちづくりによろしいでしょうか。みんなが生涯にわたって学び合えるまちづくりは、○○委員どういたしましょう。
- 委員 学び合うというと市民同士で学び合うというイメージを私は受けるのですが、そうではなく講演とか教育機関に入れる機会を多くすることです。
- 会長 市民が学ぶ権利を主張すると同時に行政サイドも取り組んでいかなければ

ればならないということでしょうか。今の主旨についてはよろしいでしょうか。〇〇委員さんの主旨を表現することについてはもう少し考えてみましょう。それから〇〇委員が産業という言葉を入れていただきました。自然、歴史、文化、産業などの地域資源というのは、ちょっと関市らしいですね。これはたいへん良いので活かしましょう。そして情報のところですが、ここはどういたしましょう。先ほど、〇〇委員さんが情報の定義が必要だと言われましたが皆さんどうでしょうか。

委員

市の保有する情報、これが一般的です。情報公開条例は関市だけでなく市町村の90何パーセントが条例をつくっています。基本的な内容は同じなのですが、十分でない条例もあります。情報を共有するという事は大事だと思います。それから5番目の自然、歴史、文化とありますが、文化は文化文明にした方が、地域資源というものに結びつきやすくなると思います。それから教育の問題は、入れるべきだと思います。それから地域によって教育文化に近く、接ししやすい人がいますが、板取や上之保の人は教育施設まで遠く、塾なども中心に多く通えないこと、学校の規模も大きく違うことなど課題があるので、文言はわかりませんが等しくみんなが教育を受けることができることを入れるべきだと思います。

委員

私は最初からこだわっているのですが、情報というと行政が市民に対して情報を提供ということはもちろんですが、住民の方たちが持っている情報もたくさんあるのです。住民同士で共有している、お母さん同士で共有している情報とかいろんな情報がある。そういった情報を行政の方がキャッチするというようなことをどのように表現したらいいのかと思っています。そのような住民側の情報をもっと行政にぶつけていってほしいし、それをキャッチしてほしい。これが自治基本条例の基本になるのではないかという気がしますので、それを大事にしてほしいと思います。

委員

〇〇委員のおっしゃるとおりだと思います。私はあえて提供しという言葉を入れていますが、それは行政だけが提供する情報を市民が共有するのではなくて、市民の方からも情報を提供して行って行政と共有するという事で相互に提供し、共有するという意味の提供です。

会長

それでは、ここで提案のあった情報を提供し、共有するについては、

今お二人から説明がありましたので、そのような主旨として理解していくということでもよろしいでしょうか。それではご提案どおりで行きたいと思います。それから1点、文化文明という表現ですが、ここは文化という表現で進めていきたいと思います。ご主旨は拝聴しましたので、その上でここは文化ということにしていきたいと思います。それでは続きまして4の市民の権利と役割の1、市民の権利についてご意見をいただきます。

委員 先ほど話が出ていました情報について市民から出る情報と議会、行政から出る情報とありますが、市民が持っている情報についてはどのように入れるべきなのか、ちょっと不足していると思います。

会長 この2つでは確かに不足しているのかもしれませんがね。

委員 この審議会に出ている人たちのモチベーションが例えば選挙のときの公開討論会であったり、市議員さんの選挙の時に候補者の方がどのような考えで、どのようなものさしでいらっしゃるのかということがなかなか見えてこない。こんなことから公開討論会は必要ではないかと思えます。そのようなことを自治基本条例の中で、行政がやるのではなくて民間とかそういうところがやれるようなお墨付きみたいなものがあるといいなと思うのですが、その中に市民の権利として議会とか行政に対して情報を知り、理解を深めるためのアクションがの中で定義づけされるのか、もっと別のところで定義づけされるのかという思いがありまして、思いとしてはどっかに定義づけしてもらえるといいなと思います。

会長 むしろ、ここの中でどこに規定したらいいのか検討していただくとして、5分ほど休憩をとってよろしいでしょうか。それでは35分きっかりにはじめたいと思います。

(休憩)

会長 それでは再開したいと思います。9ページの市民の権利のところですが、〇〇委員、先ほどの続きでご提案をお願いいたします。

委員 今休憩時間に書いたのですが、ここでいう市民の権利を確保するために、例えば市民は何らかのアクションを起こすことができるし、それに

対し議会、行政は真摯に前向きに対応するものとするみたいな内容ではどうでしょうか。以前公開討論会を行おうと思った時に、なかなか現実に難しかったということがありました。前の皆さんの議論の中でも議員さんの一人一人の考えまで良く分からないとか、全部が見えてこないこともあったので、ぜひ情報を共有でき判断できる場みたいなものが必要なかなと思います。そこできちんと自分の判断で選んだ人のことについては、市民も責任をとることもあるでしょうし、知らなかったのということでは協働ということには、なかなかならないと思います。

会長                   もう一度言っていただけませんか。

委員                   ここでいう市民の権利を確保するために、市民は何らかのアクションを起こすことができるし、議会と行政は真摯にそれに対応するものとする。アクションというのは今回のような条例には合わないの、ちょっと変えなければならないと思います。

会長                   なんらかという表現とか、アクションというところは直さなければならぬですね。

委員                   3項目目として、市民が共有する情報を行政、議会は尊重するというような簡単な文章を入れた方がいいと思います。

委員                   2人の考え方で基本的には同じなのですが、メモで示させていただきましたけれども、ここの市民の権利というのは極めて重要だろうと思うのですが、それにしても、議会と行政から情報を得るという権利しかないというのに憤りを覚えたことは確かであります。議会のところは情報を知って議会への理解を深めるだけでいいのかということ、私は理解を深め、市政に参画することができるという権利を持っているのだと、今おっしゃった公開討論会を担保することにもなるのかなと思っております。それから行政に関する情報はこのままでいいのかなと思いますが、ただ、まちづくり条例ということを見ると、その前に行政サービスをしっかり受ける権利があるということも打ち出していかなければならないだろうと思います。それぞれの実情に応じた行政サービスを等しく受けることができる権利を持っている。情報だけもらって参画することだけが権利であって、サービスを受ける権利がないというのは、納得がいかなかったところです。それからまちづくりということを考える

と情報を共有し、地域学習に基づくまちづくりの意思決定を行うことができること、これはまさに〇〇委員がおっしゃった公開討論会ということにもつながってくる。そして先ほど〇〇委員がおっしゃられたことと関連してくるのですが、まちづくりに関する意見や要望を提出することができる、または提案することができる権利を市民は持っているのだということで、この5項目は最低の権利として打ち出していないと自治基本条例、まちづくり条例とは言えないのではないかというような解釈をさせていただきました。

委員 学習する、学ぶ権利、それから前文のところに出てくる心豊かに安心して暮らすことができるまちというような文言を入れるべきである。前文があつて、基本原則があつて、義務と権利は表裏一体であると思うのですが、この議会と行政だけではちょっとさみしいので、前文や基本原則の内容を踏まえて我々の市民の権利も少し肉付けしていただきたい。

会長 あまり増やしすぎても行けないので、市民が安全に安心して暮らせる権利ということによろしいでしょうか。

委員 〇〇委員が言われた市民がアクションを起こすというような意味の中で、以前会津若松で3人ずつ議員さんがチームを組んで、各地域に行つて、会派関係なく市民の前で議論するということがあるのですが、一度市の方で調べてもらいたいと思うのですが、そういったことの効果を議員の役割の中でもまた取り上げることになるのかなと思います。

会長 私も知っています。ひょっとして〇〇委員さんと同じ時期に会津若松にいたかもしれませんね。主旨はたいへんよく分かります。

委員 市民からの情報を含めるということは大切なことだと思いますが、一番当初から議論していると3つに分かれたグループの中でも議論が錯綜してしまって進捗していない状況でした。今他の意見を聞いていますとそのことを痛感しています。我々の日常生活も情報というと公文章を見せてほしいというような情報のことを言っていないのですから、なかなか分かりづらい。やっぱりそのためには情報に関する法律を見なければいけないと思って、法律では3つ、4つあると思うのですが、それを読むとなるほど情報とはこういうことなのかとやっと分かるのですが、それで市民から行政に対する情報というのは、それは情報という言葉は使わず

に提案だとか告知だとかちょっと思いつかないのですが、何でも情報ということにしてしまうと余計混乱してしまうということで、だから情報というのは法律上の情報ははっきりしているので、市民からの情報というのは別の言葉を使って区別する方がいいと思います。

会長

そういった主旨を活かすようにしましょう。提案ということは言っていたし、〇〇委員さんもそういった表現を使っていました。それでは、ここの市民の権利なのですが、こんなようにしたらどうでしょうか。1つ目は、議会に関する情報を知り、議会への理解を深め、その上で市政に参画することができること、それから二つ目は、行政に関する情報を得て、行政を理解し、市政に参画することができること、3つ目としては、これは〇〇委員から提案いただいたそれぞれの状況に応じた行政サービスを等しく受けることができること、4つ目は情報を共有し、地域学習に基づく意思決定を行うことができること、地域学習という言葉がちょっとどうかと思いますので、ここは検討するお時間をください。5つ目は、自由にまちづくりに関する意見や要望を提案できること、先ほどの〇〇委員の言ったことや〇〇委員の言った市民の側から情報を市に伝える際の考え方に共通するのではないかと思います。

委員

ここまでの討論を覆してしまうかもしれないのですが、〇〇委員の文書はすごくいいのだけれど、この文章にみんな引きずられてしまっていると思います。検討する時間もなくて、あついなと思ってこの場で決めていくこと自体が良いのか悪いのかわかんない。

会長

別にこれは無視していいのです。

委員

いやいや、もう見てしまった以上バイアスがかかってしまうし、この意見に引きずられるというのはあり得ることだと思うよ。

会長

いや、引きずられてもいいし、引きずられなくてもいいと思いますよ。

委員

引きずられないためには、時間があるし、この資料を見て代替案を持って臨まなければ、この案はこのままとおってしまうと思います。

会長

通らないと思いますよ。今日はまずみなさんから多様な意見をいただいて、今日は一先ずなるべく合意点を目指すこととして、まだ次回もあ

ります。そして次回は後半の部分を見ていただきます。ただ次回の持ち方として、こういった提案を出さなければいいというご意見であれば、扱い方を少し工夫しなければならないと思います。ただ今日は趣旨にその内容でしたので、これを使わせていただきました。

委員

いいと思いますが、最初に他所の自治基本条例の例を出したときに同じ質疑応答があったと思うのですが、これを出すことによって、他所の案に引きずられるから、これは出すべきでなかったと確か議論になったのですが、それと同じことをしていることになると思います。

会長

それでは、どのようにしたら良いと思いますか。

委員

とりあえず持って帰って検討するとか、いきなり出されていいと思って決めてしまうけど、違うのではないかとか、考える時間がない。

会長

皆さんどのように思われますか。

委員

決定ではないでいいと思います。自分もちよつと疑問に思うことや抽象的だと思うこともあります。

会長

一先ずこういう主旨を大体みなさんで合意されれば、尊重しましょうというもので、ただしみなさんの多様な意見を踏まえて、記録をとっています。修正をかけていきますので、このとおりになるとは言っていません。一先ずここではこういう主旨でよろしいですかとうことで確認をとっているもので、全然引きずられることはありません。

委員

そのように思いたいのですが、例えば市民の権利についてもこのまま採用っていうかたちになるじゃないですか。この場では一応このようなかたちにしようということになるじゃないですか。

委員

引きずられるということがないようにしてくださいということ言って、今日のお昼に事前に電話をして持って行ったのですが、今日は場合によっては出席できないというようなこともあったので、今日午前中につくって持って行って、あとは会長、副会長、事務局に出す、あるいは出さないということを判断してくださいとお願いしました。出してしまうと引きずられてしまう危険性もあることは、私も十分承知していますので、



いつ発言したらいいですかということまでも聞いています。そして最後の方で言ってくれということだったので、今日は極めて禁欲的に話しています。単なる一人の委員の意見だということでお考えいただければ私はうれしいです。

会長           今は議論の進め方を議論しないようにしましょう。むしろここは、おかしいということなら、そこはいらないと言っただけであればいいのであって、議論の仕方の議論は止めましょう。時間ももったいない。今〇〇委員が、例えば5番目のところを〇〇委員が言っているけれども、これは検討することにして、今決めることは早いよという意見を言っただけならば、それを踏まえて扱うものです。

委員           今回の意見を踏まえてもう一回見せていただけるので、もう一回見せていただいたときに今回見せてもらったことで、今回みんなの前で一応合意して進めたけれども帰ってよく考えてみたらここはやっぱり駄目だと思うという意見を言うことも可能だということなので、私としてはこの場ではある程度合意をしておいて、次の時までには考えておいて言ってもらおうというかたちで、このまま進めてもらっても問題ないと思います。

委員           これは、自治基本条例なので住民ということを重んじて、一が議会、二が行政、三が市民では、これは順番が違うと思うのですが、最初に市民に関して自由にまちづくりができる、要望を提出することができるという権利があるということを最初にうたうべきではないのかという気がします。順番を変えてくださいということです。

委員           それがいいと思います。

会長           そのようにします。今日はみなさんの大体の意見、総意というものを踏まえて文案をつくらなければいけないので、そのためにご意見をいただいています。決して決定ではありませんので安心してください。次回後半の部分と合わせて素案を見ていただきます。そして、バランスもあります。

委員           今回〇〇委員はご自分の意見をプリントにして出されて配布されるかどうかの判断も会長にあったと思いますけどもこのようなことをしていることになっていたのか、たまたまこうなったのか、今後自分の意見を

書面にして出していいのかお聞きしたいし、みなさんもお存じなかったのではないのでしょうか。

会長

これは、別にこうしなければならないというものではありません。冒頭に言ったようにルールがあって行ったことではなくて、ご自身の判断でお持ちになったり、どうしても責任を全うしようと思って持ってこられた。そして、その扱いを巡っては、文面を見ました。そうしたら今日の内容に関わっての提言であったので、ご自身は最後のところでまとめておっしゃいましたが、私はそうではなく途中必要であるならば、これをたたいて、みなさんのアイデアを引出したりしたり、みなさんに提案したりだとかということにつながるので、そこは遠慮なく平等に扱いたかったので、ですからこれについては私の最終的な判断で、今日の内容に合致したものであったので、みなさんにご紹介しました。ですから次回からもご自分の表現を少し補うというつもりで文章を用意されましたら事務局の方に提出してください。ただし、会議の内容にそぐわない、関係しないものであるなら、会議の終わった後に配布します。これはみなさんの意見交換を活性化し、役立つものであるという判断において、お配りできるものと私は判断します。

委員

その主旨は大変良く分かったのですが、こういうことがみなさんに了解されていなかったと思うので、中には出してみたいとか、みんなに配ってみたいと思って資料を持っている方もいらっしゃるかもしれません。そういう意味では機会の平等というものが保障されていないと思います。なので、もし出しても良いということなら、今の段階でも、出しても良いと言ってほしいと思いました。私もそうですが、単に発言してその場で消えてしまうよりは、このように書面に書いてあるとこれは影響力という点では違いがあると思います。先ほど〇〇委員さんもおっしゃっていましたが、影響力はあると思います。とてもいい案だったので、それ自体には賛成なのですが、言わせていただきました。

会長

それでは、次回に向けて後半の部分ですが、もしお考えがあれば文章で今日のようなかたちで出していただいても結構です。ただし、それが内容的にどうかということは私の方で判断させてください。そこは責任がありますので、そのようにさせてください。言葉でいただくものと文章でいただくものとみなさんは影響力が違うとおっしゃるけれども私の立場では、それは議事録をちゃんととっていますので平等に扱っていま

す。決して出されたから影響があるということはありません。それでは時間がわずかになってきましたので、ご意見があればお願いします。

委員 判断を加えてしまうと意見が偏る。会長の判断でこれは良くて、これは悪いというのはおかしいと思います。意見は意見として出されたものはすべて提示して判断するのは我々だと思うのですがどうなのでしょう  
か。

会長 みなさんどのように思われますか。

委員 そのとおりだとおもいます。

会長 私は渡さないとは言っていないで、会議が終わった後にみなさんに見  
ていただけるように考えています。次の議論に役立てていただいても結  
構ですし、本当にこの場にどんなものでも出していいのでしょうか。

委員 会長が言われることは、今日のテーマについて関連性のあるものにつ  
いては受け付けるということでしょうか。

会長 はい、そうです。それ以外のものは後で渡します。

委員 会議の議論に必要なものは当然会長の判断でお預かりすること  
でいいと思います。

委員 この文章一字一句とらえるのではなく、どのような思いを言おうとし  
ているのかということが一番大事だと思います。活字にするということは、  
思いをどのように表現するかの問題だと思います。もう一つは、この  
内容を超えるような意見も出ています。そして会長が決めていくとい  
うことは、最初に言われたとおり一応議長の役だから、それはやっぱり  
議長判断としてやっていっていいと思うし、我々は進行役として、ある  
いは委員として自由に意見を出していいと思います。そして最終的には  
議長判断で決めることでいいと思いますし、そこは押さえておかなけれ  
ばならないところです。それから、もう一つ〇〇委員が引っ張られると  
言われることですが、それはそれぞれ個人の資質の問題であって、〇〇  
委員は引っ張られるかもしれないけども、私は決して引っ張られること  
はないし、それぞれの違いだから一概に決めつけない方がいいと思いま

す。みんながそれぞれ自由に意見を出し合えばいいと思います。

会長

〇〇委員さん、今の意見を聞いてどうでしょうか。

委員

これからは、資料を出したい人は出してもいいということなので平等は確保されたと思います。

会長

委員として発言されるうえで必要だと思うものです。そのあたりは委員のみなさんお良識にまかせますけども、発言に必要だと思われる情報については、なるべく今回のような 1 枚ものにまとめていただいて出してくださいとお願いいたします。あまり文量が多いと事務局も大変だと思いますし、收拾がつかなくなるし、時間内で終わらないので現実問題としてできません。もしたくさんあるのであれば、ご自身で人数分準備して、そこは終わりがけにみなさんお持ちくださいということで持ってきていただくようお願いいたします。だけど個々の時間のなかで議論する材料になるかどうか、その分量と内容については議長である私にお任せください。それを破棄することは能力上も経験上もすることはありませんし、できません。それでは時間が来てしまいましたので、今日は 9 ページのところまで留めておきたいと思います。10 ページ市民の役割以降のところはみなさん少し時間ができましたので、もう一度よくご覧になっていただいて意見をお出しください。具体的にこのようにしたらいいというように提案にさせていただくと助かります。そして後半の部分については、次回に向けて準備をしていきます。ただ時間内にできると良いのですが、難しい場合には、もう一回やらなければならないと思います。それでは本日はここまでにしておきたいと思います。次回の予定を事務局からお願いします。

事務局

次回ですが、11月22日の金曜日、夜7時からこの大会議室でお願いします。

会長

それでは、第10回の関市自治基本条例策定審議会を終了いたします。

(閉会 午後9時01分)